

調査の実施に関するお知らせ

近年、高齢者における多剤内服の弊害や、残薬による医療費増大が注目されております。また、医師の処方数が多くなり、複雑になることで、高齢者が処方指示通りに服薬できなくなる可能性が指摘されております。在宅医は患者さんの処方が適切となるように留意しておりますが、わが国では在宅医療における処方の変化の実態が明らかになっておりません。そこで、われわれは、在宅医療において処方がどのように変化するかを明らかとすることを目的とした調査を行っております。

本調査では、2018年4月から2019年3月に下記の対象の医療機関より訪問診療を開始された方の過去の診療記録から、年齢・性別・疾患名・処方薬剤等の情報を抽出し、利用させていただきます。

調査対象医療機関：セントラル総合クリニック、笠間市立病院、神栖済生会病院、北茨城市民病院附属家庭医療センター、医療法人恒貴会大和クリニック、利根町国保診療所、ひたち太田家庭医療診療所

調査対象者は以下の全てを満たす方です。

- ・2018年4月から2019年3月に対象医療機関より訪問診療を開始された方
- ・訪問診療開始時に満65歳以上の方
- ・訪問診療導入後3ヶ月間（導入日から90日以上）ご健在であった方
- ・訪問診療導入前と訪問診療導入3ヵ月後に、いずれの時点でも内服処方薬が少なくとも1剤以上処方されていた方

取得したデータは筑波大学における研究に利用させていただきます。

得られた研究の結果は関連する学会もしくは論文にて発表し、社会に還元させていただきます。なお、個人情報とは特定されない形でデータの収集ならびに解析を行いますので、患者様に不利益が及ぶ危険性はありません。ただし、対象となる患者さまもしくはご家族で、診療記録を調査に用いることに関して不都合のある方は、対象から除外させていただきますので、当該医療機関の担当者までお問い合わせ下さい。

研究課題名：在宅医療導入前後の処方の変化を評価する量的研究

調査期間：筑波大学医の倫理委員会承認日～2020年3月31日

研究責任者：筑波大学医学医療系地域総合診療医学講座 講師 舛本祥一、連絡先 029-853-3101